科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年5月21日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2009課題番号:19520554

研究課題名(和文) 日本古代の国家・社会と時刻制度

研究課題名(英文) Nation and Society and the System of Time in Ancient Japan

研究代表者

今泉 隆雄 (IMAIZUMI TAKAO) 東北大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号:60000501

研究成果の概要(和文):本研究は、時刻制度が国家と社会の時間を秩序付ける重要な制度であるという観点から、日本古代の時刻制度について、国家と社会との関係で、その実態と歴史的意義を解明することを目的とした。その成果として、時刻制度を担当する陰陽寮の官僚組織、そこにおける水時計運転と時刻報知の実態、時刻制度の国家の行政と社会の生活への浸透、また地域的には都と地方への浸透の実態をそれぞれ解明し、さらに古代時刻関係史料集成(稿)を作成した。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to make clear the actual state and historical significance of the system of time in ancient Japan based on the viewpoint that this system is very important to give an order to the time schedule to the nation and society. As the result, I have researched the organization of bureaucracy of the Onmyo-ryo, the working of water clock and announcement of time, and the process of the system of time being patent to the government and to the public, as well as to the capital city and local area, which I have collected in a booklet as valuable discoveries of the history for ancient Japan.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	1, 600, 000	480, 000	2, 080, 000
2008年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2009 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
年度			
年度			
総計	3, 300, 000	990, 000	4, 290, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目:史学・日本史

キーワード:時刻制度、水落遺跡、陰陽寮、漏刻博士、漏刻台、漏刻、木簡、諸門開閉鼓制、

1. 研究開始当初の背景

これまで古代の時刻制度の研究は、主に天文学などの理系の研究者によって、『古事類苑』 方技部所載の史料を使って、時法が定時法であることや漏刻の解明などが行われ、研究分 野が偏っていた。1981年、奈良県明日香村の水落遺跡の発掘調査が行われ、その後の調査研究によって、同遺跡が『日本書紀』に660年(斉明6年)に中大兄皇子が建設したと記す日本最初の漏刻台の遺構であることが明

らかになり、このことは古代の時刻制研究に対して、時刻制を担当する陰陽寮の漏刻制度、日本古代における時刻制開始の過程と歴史的意義、時刻制の国家・社会に対する歴史的意義などの解明などの新たな研究課題を提起することになった。

2. 研究の目的

これまでの古代時刻制研究の現状にかんが み、本研究は、時刻制度が1日の時間を秩序 付け、年月日を秩序づける暦制度と一体となって、国家と社会の時間を秩序づける重要な 制度であるという観点から、日本古代の時刻 制度について、国家と社会との関係で、その 実態と歴史的意義を解明することを目的と する。具体的には次のことを行う。

- (1) これまでの古代時刻制度に関する史料の収集が『古事類苑』方技部によっていて、十分でないので、7~9世紀の時刻関係史料の悉皆的調査収集によって、研究の基礎を固める。研究成果(1)。
- (2) 水落遺跡と時刻制の開始。奈良県明日香村の水落遺跡が研究の出発点となるので、660年建設の漏刻台の遺跡であることを最終的に論証し、それに関わって日本古代における時刻制度の開始の過程と歴史的意義について考察する。研究成果(2)(3)。
- (3)時刻制度を担当した陰陽寮の官制とその中における漏刻博士の任務と位置づけを 制度的に考察する。研究成果(4)
- (4) 京における陰陽寮によって行われた時刻報知と諸門開閉鼓制について制度的に明らかにする。一般的な時刻報知のほかに諸門を開閉するための打鼓制が行われ、それがも1つの時刻報知になっていたことに注目する。研究成果(5)。
- (5)制度的考察を踏まえて、時刻制がどれほど浸透していたのかという実態の面に関して、分野的に国家の官司行政と社会生活の2面、地域的には京と地方の2面、時代的には8世紀の平城京時代以降とそれ以前の飛鳥京・藤原京時代について考察する。研究成果(6)(7)(8)。
- (6)日本の時刻制の源流について中国・韓 国の制度と比較して考察する。研究成果(9)。

3. 研究の方法

(1)研究の現状にかんがみ、なんといって も研究の進展のためには時刻関係史料を悉 皆的に調査収集することが必要である。特に 時刻制の浸透の実態に関わる正倉院文書、木 簡などの史料が重要である。

- (2)陰陽寮の官制やそれによる時刻制の運営などの制度的考察は、まず史料の多い8世紀以降の法制史料・国史などによって行い、その大枠を基に7世紀の開始期の時刻制度・漏刻制度をさかのぼって考察する。
- (3) 陰陽寮・時刻制度の制度的枠組みを基礎にしながら、正倉院文書・木簡史料などによって、時刻制度の浸透の実態について、国家の行政と社会生活、京と地方などに留意して考察する。

4. 研究成果

- (1)「日本古代時刻関係史料集成(稿)」の 作成。学生アルバイトによって、7~9世紀の 時刻関係史料の悉皆的な調査収集を行った。 対象史料は次の通りである。『日本書紀』『続 日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文 徳実録』『日本三代実録』『古事記』『令義解』 『令集解』『延喜式』『類聚三代格』『弘仁式 貞観式逸文集成』『万葉集』『風土記』『日本 霊異記』『大日本古文書(編年)』1~25巻、 『寧楽遺文』上・中・下巻、『平安遺文』1~ 13 巻、『木簡研究』1~31、『平城宮木簡』1 ~7、『平城京木簡』1~3、『藤原宮木簡』1・ 2、『飛鳥藤原京木簡』1・2、『平城宮発掘調 査出土木簡概報』1~38、『飛鳥・藤原宮発掘 調出土木簡概報』1~22、『長岡京木簡』1・2、 『伊場遺跡発掘調査報告書』1、『多賀城漆紙 文書』ほか、木簡・漆紙文書所載の発掘調査 報告書など。飛鳥・藤原京・平城京出土木簡 などはできるだけ所蔵機関で現物史料の調 査を行った。収集史料は、まず史料別に、さ らに年次の明らかなものは年次順に配列し た。まだ遺漏があるので、「日本古代時刻制 関係史料集成(稿)」と題した。これは、今 後の古代時刻制研究の基礎になるものであ
- (2) 水落遺跡が漏刻台であることの論証。 水落遺跡が漏刻台の遺構であることが本研究の出発点になるので、あらためてこれまで 提出されている論点も含めて、水落遺跡の性 格の論証を行った。その結果、①史料によれ ば平安宮の漏刻を安置する漏刻台の建物が 重層の楼閣建物であり、本遺跡の建物も楼閣 建物に復原でき、両者が一致すること、②本 遺跡の建物は基壇内に木樋と銅管の導水施 設を埋設する特異な構造をしているが、これ が、漏刻(水時計)で用いる水のためのもの であること、③本遺跡の建物中央に平らな台 石がすえられ、その上に漆塗りの木箱が安置

されているが、中国の漏刻の材質との一致から、この木箱が漏刻の最下部の残ったものであること、④本遺跡の建物の年代は出土土器から7世紀半ば過ぎと推定されるが、この年代は『日本書紀』に660年に飛鳥京に建設されたという漏刻台の年代に一致することの4点の根拠から、水落遺跡が『日本書紀』に660年に中大兄皇子が飛鳥京に建設したと記す日本最古の漏刻台の遺跡であることが、よくても古代日本では660年には時刻制が始まっても古代日本では660年には時刻制が始まっていたことが確認された。

(3) 日本における時刻制の開始の過程とその歴史的意義について考察した。時刻制度と密接に関係する暦法は日本に553年に伝えられ、推古朝の604年(推古12年)に施行され暦によって年・月・日を数えることが始まり、これを前提として1日の時刻を計る時刻制が、次の舒明朝の636年(舒明8年)、孝徳朝の647年(大化3年)に導入・施行でままり、立ることができず、660年(斉明6年)に至って、中大兄皇子による漏刻作成の成功によって、日本の時刻制が開始された。

このように日本の古代国家が660年に時刻制を導入し施行したのは、第1に官僚制の整備に伴い、官僚が毎日朝政のために定刻に朝廷に出勤・退勤する朝政定刻制の実現のためという現実的な面、第2に中国では皇帝が時間を支配するという思想があったが、日本でも天皇が時間を支配することを示すという政治思想的な面があった。

(4) 陰陽寮の官制とその中における漏刻博 士の任務と位置づけを明らかにした。大宝律 令では陰陽寮が漏刻を管理し時刻制を担当 した。陰陽寮の任務は4つあり、事務官であ る4等官のほかに、それぞれの任務のための 専門官が置かれていた。第1に、天文・気象 の観測とそれによる吉凶の予測に当たる天 文博士、第2に暦作成に当たる暦博士、第3 に占いと地相を見る陰陽博士・陰陽師、第4 に漏刻の管理と時刻報知に当たる漏刻博士 である。これらの4つの任務は相互に関係が 深く、暦と漏刻は時間管理という点で一体で あり、天文観測はこの両者の基礎となり、ま た天文・気象観測と占いは未来予測という点 で共通する。天文・気象観測、暦、時刻報知 などの任務は、本来天皇が負わされた責務で あり、陰陽寮はこれらの責務を天皇に代わっ て行ったのである。

陰陽寮の官制は、唐の天文・暦・漏刻を管 掌する太史局と、ト占を管掌する太ト署の2 官司を統合・継受して設置された。これら4 つの任務の担当官の地位についてみると、唐 官制では、高い方から、漏刻、暦、天文・ト 占の担当官の順であるのに対して、陰陽寮では逆転して、ト占の陰陽博士・陰陽師、天文・ 暦博士、漏刻博士の順であり、漏刻の任務が 軽視されている。陰陽・天文・暦の3博士が 実務と共に学生の教育にも当たったのに対 して、漏刻博士は実務に当たるだけで、学生 を持たず教育に当たらず、後継者の養成が考 慮されていなかった。

漏刻博士はその下に守辰丁を率いて漏刻 の運転に当たり、鐘・鼓を打って時刻を報知 するのを任務とした。漏刻博士の定員は2人、 守辰丁は 20 人であるが、これらの仕事は一 時も休むことなく行わなければならないの で、漏刻博士1人・守辰丁 10 人が組になっ て、2 組が交替で仕事に当たる体制である。 702~718 年ころの官人の勤務評定の文書に よると、年間の勤務評定について陰陽・天文 の2博士は専門的技能を基準に判定されてい るのに対して、漏刻博士は一般の事務官の基 準で判定されており、事務官の扱いであり、 毎日守辰丁を率いて漏刻の運転と時刻の報 知の実務に当たる官人であった。陰陽・天 文・暦博士が特定の氏の世襲によって、専門 的知識と技術の継承が行われていたのに対 して、漏刻博士は一般的な官人の経歴を持つ 者が任命されており、漏刻の技術的な改良な どが行いうる体制が取られていなかった。

(5) 時刻制と諸門開閉鼓制。古代の都では 定時法に基づく時刻報知と諸門の開閉のた めに打つ鼓による時刻報知が行われた。古代 の時刻法は、1日=12 辰刻=48 刻=480 分の 定時法で、陰陽寮の漏刻台の鐘・鼓を打って 時刻を報知した。辰刻は鼓を、刻は鐘を打っ て示し、辰刻の鼓の打数は子刻・午刻を9打 としそれぞれ辰刻が進むに従って1打ずつ 減じ、巳刻・亥刻が4打となり、刻の鐘の打 数は刻数である。このような鐘鼓による時刻 の報知の仕方は、10世紀の『延喜式』によっ て復原できるが、奈良県明日香村の石神遺跡 出土の天武・持統朝の木簡に、十二支の下に 鼓の打数を記載したものが見つかり、『延喜 式』に定める鐘・鼓を打って時刻を報知する やり方が時刻制開始の7世紀後半までさかの ぼることが明らかになった。

諸門開閉鼓制は、宮城の諸門と京の羅城門を、時刻を決めて開閉するための鼓を打つ制度である。この打鼓は漏刻博士が担当し、漏刻台の鼓が打たれた。『延喜式』陰陽寮式に、1年間を40に区切って諸門開閉鼓の時刻が、日の出と日の入りの時刻と共に定められ、開門鼓は日の出前後、閉門鼓は第1閉門鼓が午刻前後、第2閉門鼓は日の入り後に定められ、すなわち諸門開閉鼓の時刻は季節によって変化する日の出、日の入りを基準としていた。諸門開閉鼓は京の官人の宮城への出勤・退勤の時刻を報知するもので、京の官人社会の時

間を規制する一種の時刻報知であり、一般的な時刻報知が定時法によるものであるのに対して、日の出・日の入りを基準とした自然時的な時刻報知であり、京ではこの2つの時刻報知が行われていたのである。

(6) 時刻制の国家と社会への浸透の実態。 時刻制がどの程度浸透していたのかについ て、第1に分野別に国家の行政と社会生活の 面から、第2に地域的に京と地方の面から、 それぞれの実態を明らかにした。まず前者に ついては、官司の行政においては、正倉院文 書と文書木簡に、文書の発信の時刻を年月日 と共に記すもの、文書の受信の時刻を記録す る文書がある。また人の召喚や進上に関する 文書に、その人の到着時刻を記すもの、写経 所の文書では経典を借り受けた時刻を記す ものがある。時刻を記載する文書は、年月日 だけのものより圧倒的に少ないので特別な ものであり、緊急を要する場合に記載された ものである。諸国や摂津職から中央政府に、 異変や災害を報告する文書に年月日と共に 時刻が記され、また中央政府から全国へ命令 される大赦の文書に、赦されるべき罪の範囲 の時間的な限定に年月日と共に時刻が記さ れていた。これらの例からみて、諸門開閉鼓 制によって官人が出・退勤すると共に、官司 の行政運営の細部にも時刻制が浸透してい たことが明らかにできた。

平城京の生活への時刻制の浸透については、有名な『万葉集』の歌によって、恋人同士が会う時刻を約束し、その時刻を漏刻台の鼓によって知ったことが知られる。亡くなった貴族の追善のために写された経典の恵と、故人の亡くなった年月日と時刻を記し、また写経所の官人が提出した休暇願の文書に、休暇の原因となった息子の死亡の年月日と時刻を記す。平城京の大路に立てられた告知札という木簡は、馬の逃亡や捕捉を告知れという木簡は、馬の逃亡や捕捉を告知するが、その逃亡や捕捉の年月日と時刻を記す。平城京の社会の生活の中にも時刻制が浸透していたことが明らかにできた。

(7) 時刻制の地方への浸透の実態。古代において京には漏刻が設置されていたが、地方では、大宰府、陸奥国府多賀城、陸奥国鎮守府胆沢城、出羽国府などの辺境の官衙のみに特別の理由で設置され、その他の諸国における設置は確認されないので、地方における時刻制の浸透が問題となる。山背・河内・伊勢・美作・肥後・大隅国などからの中央政府への報告の文書に時刻が記され、また中央政府から諸国への大赦の文書に時刻記載があるのは、全国的な計時を前提としている。

地方の遺跡出土の木簡に時刻記載がある ものがある。長野県更埴市屋代遺跡出土の 720 年代の信濃国埴科郡の郡司が発給した召

喚状の木簡、兵庫県氷上町市辺遺跡出土の奈 良時代前半の文書木簡の日付に年月日と共 に時刻を記している。石川県津幡町加茂遺跡 出土の9世紀半ばの立て札木簡は、加賀国加 賀郡司が村の有力者に出した命令を公民に 知らせるために立てた立て札であるが、その 中の1条に、公民が寅時から戌時まで働くこ とが命じられており、公民の生活にまで時刻 制が浸透していることを示す重要な史料で ある。これらの例から地方では国段階だけで はなく、郡以下の段階、公民生活にまで時刻 制が浸透していたことが明らかになった。た だし地方には一部を除いて漏刻が設置され ていなかったから、これらの計時をした時計 がどのようなものであったかを解明するこ とが今後の課題である。

- (8) 飛鳥京・藤原京時代の時刻制の浸透。 上記は主に8世紀の平城京以降の時刻制の浸透。 透に関してであるが、7世紀後半~710年の 飛鳥京、藤原京の時代についても、木簡によってその浸透を明らかにできた。特に石神遺 跡から出土した飛鳥京の時代の時刻報知の 打鼓数を記した木簡と、705年の官人が出仕 するのによい日時と時刻を占った木簡は重 要である。
- (9) 日本時刻制度の源流。日本古代の時刻制、漏刻制などの源流が中国にあることは確かであるが、中国と日本の時法は全く同じではないので、日本の時刻制が朝鮮半島の諸国から伝来した可能性を考えるべきである。しかし朝鮮半島の古代の諸国の時刻制や漏刻に関する研究はまだ進められていないので、この問題は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計1件)

① <u>今泉隆雄</u>「郡山遺跡と多賀城創建」、古代 城柵官が遺跡検討会、2008年2月17日、 仙台市・東北福祉大学

[図書] (計1件)

- ① 鎌田元一,清文堂,『古代の人物1 日出づる国の誕生』2009年,pp271-308,共著分担執筆 今泉隆雄「天智天皇」,
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

今泉 隆雄 (IMAIZUMI TAKAO) 東北大学・大学院文学研究科・教授 研究者番号:60000501